

專門家倫理

向後善之

1、価値観(VALUES)

- 価値観(Values)とは、人の日々の生活を方向付ける信念や態度を示します。
- 価値観とは、個人個人によって異なります。
- お金を稼ぐことに価値観を見出す人もいるでしょうし、画期的な研究成果を出すことに価値観を見出す人もいます。
- しかし、中には、一般的には容認できないような価値観も存在します。

2、 道德(MORALITY)

- 道德(Morality)とは、正しく適切な行為についての、文化的または宗教的背景に基づいた評価を示します。
- そのため、道德は、善悪の評価基準となります。

3、法律(LEGAL CRITERIA)

- 法律(Legal criteria)は、社会が許容しうる最低の基準を定義するもので、基本的に正しくない行為を定めるものです。

4、倫理(ETHICS)

- 倫理(Ethics)とは、正しい行為を目指したルールを提供するために個人や集団によって採用される原理を指します。つまり、その職能が設定する努力目標、あるいは理想的な態度や行動を示す基準と言えます。

5、カウンセラーが倫理的であるための態度

- 1) 「自分の行為が、クライアントに対しどのような影響を与えうるか、常に自分自身でチェックする態度」
- 2) 「自分の行為が、クライアントのために行われているのか、自分自身のために行われているのかチェックする態度」
- 3) 「自分の失敗に対して、言い訳をするよりも、傷ついたクライアントの気持ちに寄り添い、共感することを優先する態度」

6、カウンセラーが倫理的であるための態度に共通するもの

- 3つの態度に共通するのは、カウンセラーが自分自身の心的プロセスに気づいているということです。そうでないと、価値観の押し付けなど、種々の倫理的な問題を起こすことになります。
- そうしたことを防ぐためにも、アメリカのほとんどの臨床心理系の大学院では、MA獲得前に、学生に一定時間個人セラピーを受けることを義務付けています。
- カウンセラーはできるだけ自分の逆転移に気づいている必要があります。

7、 転移・逆転移

- 転移：クライアントがカウンセラーに向ける一般的な反応と姿勢
- 逆転移：それに対するカウンセラーの反応

8、破壊的になりうる逆転移

- 1) クライアントに対して、過保護になる。
- 2) クライアントに対して、過度に親切になる
- 3) クライアントを拒否する。あるいは、レッテルを貼る。
- 4) クライアントからの支えと賛成を常に必要とする。
- 5) クライアントの中に、自分の姿を見る。
- 6) クライアントに対し、性的あるいは、恋愛感情を抱く。
- 7) クライアントに対し、やみくもに助言を与える。
- 8) クライアントと世間的な付き合いを望む。

9、インフォームドコンセント

- インフォームド・コンセントには、クライアントが自らの治療やカウンセリングについて十分に知らされること、そして、それに関して自立的な決定をするという権利が含まれます。

10、インフォームド・コンセントの内容

- **1) 守秘義務についての説明**：守秘の範囲及びその限界についての説明
- **2) カウンセリングのプロセスの説明**：カウンセリングの過程において何が起こりうるのかを説明する。また、特定の技法やアプローチを拒否するのは、クライアントの権利であると伝える
- **3) カウンセラーの背景**：カウンセラーが受けた教育、資格、専門技能、理論的立場、得意とするクライアントのテーマ、スーパービジョンの有無などをクライアントに伝える
- **4) カウンセリング費用**
- **5) カウンセリング期間**：短期療法などの立場をとる場合などには、何回で終結するのかを伝える。また、保険の内容によって、何回のセッションまでが、保険でカバーされるかなどの情報を伝える。

10、インフォームド・コンセントの内容

- **6) スーパービジョンやコンサルテーション**：スーパービジョンを受けている場合には、そのことを伝える。また、他のカウンセラーと事例検討を行う可能性について伝える。
- **7) カウンセリングの中断**：例えば、カウンセラーが海外の学会出張などで、長期的にカウンセリングサービスを提供できない場合には、そのことをクライアントに伝える。
- **8) クライアントの記録へのアクセス権**：クライアントが、カウンセリング記録にアクセスする権利があることを伝える。
- **9) 予想される効果とリスク**：カウンセリングにより予想される効果と同時にリスクを、クライアントに伝える。また、クライアントに、特定の結果についてなんの約束はできないことを伝える。

1 1、未成年へのインフォームドコンセント

- 未成年者のクライアントの場合には、親または、後見人が、インフォームド・コンセントの同意書にサインする必要があります。

1 2、守秘義務

- クライアントの一番大切な権利は、カウンセリングセッションの中で開示された事柄が保護されているという保障、すなわち守秘が守られるかどうかの保障でしょう。また、そのクライアントがカウンセリングを受けているのかどうなのかについても、守秘の対象となります。守秘が守られているという前提の中で、クライアントは、これまで話していなかった事柄を他者に伝えようという勇気が出るのです。

1 3、 守秘義務の例外

- クライアントに許可を得た情報の開示
- 専門家によるコンサルテーションやスーパービジョンを受ける場合
- 他の専門家（医師、ソーシャルワーカー、教員など）と連携する必要がある場合：クライアントの許可が必要
- クライアントが他者に危害を加える可能性があり、その危険が差し迫っていると判断される場合
- クライアントの自らの生命に対する危機（自殺、重度の障害による生活機能の損傷など）が高まり、その危険が差し迫っていると判断される場合

14、多重関係とは

- カウンセラーがクライアントと職業的關係（カウンセラー、クライアントの關係）以外の關係を持った時、さまざまな倫理的問題が起こります。そうした、職業的關係以外の關係をクライアントと持つことを多重關係と言います。

15、主な多重関係

- 1) 二つ以上の職業的役割を担う（例；カウンセラーがクライアントの通う大学の教員であり、同時にカウンセラーである場合など）
- 2) 職業的関係と非職業的関係が混在している（例；カウンセラーがクライアントの友人でもある、カウンセラーがクライアントあるいは元クライアントといっしょに食事に行く、カウンセラーとクライアントがビジネスパートナーである、身内をカウンセリングするなど）
- 3) カウンセリングやセラピーを物品やサービスと交換すること

15、主な多重関係

- 4) カウンセラーがクライアントの行事や社会的活動（結婚式、葬儀、授賞式、研修会など）に出席すること
- 5) カウンセラーがクライアントから贈り物を受け取ること
- 6) カウンセラーが、クライアントまたは、元クライアントと恋愛関係になる、または性的関係になる
- 7) スーパーバイザーの役割とカウンセラーの役割を混同する

1 6、多重関係は絶対か？ ラザルスの考え

- 一部のクライアントと恋愛関係ではない世間的な付き合いをする

クライアントの息子が同じ野球チームのチームメイトだとしたら、その親として試合の時などに顔をあわす場合、また町内会の役員やPTAの役員にカウンセラーとクライアントが同時に選出されてしまった場合、たまたま同じ美容院に通う場合などの多重関係は、許容されるでしょうか？

16、多重関係は絶対か？ ラザルスの考え

- 一部のクライアントとテニスをしたり、散歩をしたりする

テニスや散歩のような関係がケアの一環として、一定した枠組みの中で行われるのであり、あくまでケアの目的で、例えばテニスの身体運動やゲーム性を利用するという場合は、許容されるでしょうか？

16、多重関係は絶対か？ ラザルスの考え

- クライアントからささやかな贈り物をもらう
これは、その必然性によります。クライアントが自分のプロセスの完遂とカウンセリングの終結を喜ぶ気持ちでカウンセラーにプレゼントを贈るのであれば、それは許容できるものでしょうか？
- 例えば、子供のクライアントがカウンセラーの似顔絵を描いてきてくれたら？

16、多重関係は絶対か？ ラザルスの考え

- クライアントに贈り物（たいていは書物）をあげる
これは、他のクライアントに不公平感を持たせる可能性があり注意が必要です。終結したクライアント全員に、個人個人に有益であると考えられる書物をプレゼントするなどは、許容範囲でしょうか？
- また、うつのクライアントに「うつからの回復」に関する自著を渡すなども、ケアの一環と言う位置づけであれば**OK**でしょうか？